

## 業務説明資料

### 1 件名

広報よこはま市版 企画編集及びデザイン版下作成等業務委託

### 2 履行期限

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3 事業の概要

#### (1) 目的

広報よこはま市版は、市の最も基本的な広報媒体であり、全世帯に市政情報を届ける市唯一の広報紙です。市民の市政に対する理解を得て、市政の円滑な運営に資するため、市政の施策や事業等の重要事項を掲載し、市民に周知します。

#### (2) 発行主体

横浜市政策局広報課（以下、「広報課」という。）とします。  
また、受託者は「4 業務内容」に当たる業務を行います。

#### (3) 発行回数

年 12 回／毎月 1 日発行

#### (4) 発行部数

各区版と一体で印刷し、合冊として毎月合計 1,600,000 部発行（概算）

#### (5) 仕様・体裁

タブロイド判／8 ページ／4 色

#### (6) 標準的なページ内訳・掲載件数

ア 記事：6 ページ程度（表紙含む）

重要な市政情報を記事形式で月 11～12 件程度掲載。

イ お知らせ記事（はま情報）：2 ページ程度

市の催しやお知らせをインデックス形式で月 50～60 件程度掲載。

#### (7) 本紙に関する考え方

広報よこはま市版では、自宅や「横浜市 PR ボックス」などで手に取りたくなるような、印象的な表紙デザイン、読み進めたくなるストーリー性のある紙面づくりを目指しています。また、政令市としての特長、市版・区版を発行する強みを活かし、連携による効果的な市の施策・行政情報の発信に努めています。堅苦しく、真面目になりがちな行政情報を、分かりやすく面白いと思わせるような内容・デザインにし、魅力あふれる広報紙として発行します。

デザインについては、横浜の都市ブランドを踏まえ、洗練されたスタイリッシュで都会的なイメージを基調とします。横浜市民が「住み続けたい」と感じ、市外在住者が横浜で学び、働き、そして「住みたい」と感じるよう、横浜のシティプロモーションにつながる媒体づくりを目指します。ただし、横浜市民全体を対象とした市の基幹広報媒体であることを意識し、全ての人に読みやすい文章、デザイン、レイアウト等で作成します。また、著作権・個人情報等に関する法令を遵守し、人権・男女共同参画・カラーバリアフリー等に十分な配慮も必要です。

### 4 業務内容

広報よこはま市版の紙面を作成するにあたり、広報課で策定した年間計画等に基づき、

原則広報課が用意した素材を使用して編集を行ってください。ただし、情報を所管する各部署等と調整を図りつつ企画・提案し、写真撮影、写真購入等で素材を用意し編集を行う場合もあります。版下作成にあたっては、紙面の統一感を出しながら原稿を作成し、割付・色指定・校正などにより、正確で分かりやすい内容の紙面を作成してください。

- (1) 記事の企画立案・編集（取材・画像データ収集<写真撮影・写真素材の購入・イラスト作成等>・原稿作成・原稿確認、紙面デザイン・レイアウト作成、版下作成等、印刷工程までに必要な全ての作業及び進行管理）に関する業務
- (2) はま情報の編集（紙面デザイン・レイアウト作成、版下作成等、印刷工程までに必要な作業及び進行管理<原稿や画像等、必要なデータは毎月広報課から提供>）に関する業務
- (3) 広報課が招集する打合せへの出席
- (4) 色校正への立会い
- (5) 成果物の納品

## 5 概算業務価格

年 度	期 間	概算業務価格（上限）
令和6年度	令和6年4月1日～令和7年3月31日	5,200,000円
令和7年度	令和7年4月1日～令和8年3月31日	5,200,000円
令和8年度	令和8年4月1日～令和9年3月31日	5,200,000円
総 額		15,600,000円

※消費税等を含みます。

本業務委託は、各年度の予算案が横浜市会において可決されることが実施の条件となります。可決されなかった場合には、本業務委託の契約に係る一切の手続は行わなかったものとして取扱い、応募に係る経費、準備費等の損害賠償等には一切応じられません。

## 6 履行にあたっての条件及び留意事項

- (1) 当該業務に携わるスタッフは、広報課が招集する打合せ以外でも必要に応じて広報課担当者と定期的に協議して作業を進めてください。
- (2) InDesignCC2021 又は 2022、IllustratorCC2021 又は 2022 のいずれかの DTP ソフトを使用し、CMYK モードを使用して作成できる者を従事させてください。
- (3) 1号あたり、広報課が要請した場合、打合せは1回以上実施してください。
- (4) 1号あたり、文字校正は特集・トピックス記事、はま情報すべて5回程度、広報課が要請した場合は、それ以上実施してください。
- (5) 色校正は毎月15日前後に1回実施してください。その前日までに印刷会社へ完全版下を入稿することとします。
- (6) 当該業務の成果物にかかる著作権等の権利は、写真・イラスト等を含め、全て横浜市に帰属するものとします。また、横浜市は2次利用を含めて、これらを自由に使用できるものとします。
- (7) 本業務説明資料に記載のない事項及び疑義がある場合には、横浜市委託契約約款に基づくほか、広報課と協議し、その指示に従うものとします。

（注）事業概要は、あくまで現時点での予定であり、委託業者と協議の上、変更することもあります。